

回答日 令和6年4月16日

## 内容質問回答表④

入札件名：山口県立こころの医療センターで使用する電気

番号	質問事項	回答事項
1	入札書に記載する日は作成日でよろしいでしょうか。また、2回目の入札書は開札日の4月25日でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
2	入札書と内訳表は割印をする必要はございませんか。必要な場合、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	必要はございません。
3	ご提示いただいた様式3の内訳書ですが、過去3年契約の入札の際に使用された内訳書かと存じます。この度の入札においては、注釈の4や5、3年分の総価に記載は不要と存じますので、初めから削除された様式をいただくことはできますでしょうか。可能であれば非表示にされた自家発補給電力の欄も削除いただけますでしょうか。	恐れいりますが、本様式3の内訳書をご使用ください。
4	現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	株式会社新出光です。
5	お支払いは口座引き落としご希望でしょうか。1日計量の場合、請求書を発行した当月の20日引落となります。	請求書払いを希望します。

6	<p>弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書については廃止し、完全電子化へ移行いたしました。</p> <p>お客さまにはWEB上のシステムにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。</p> <p>WEB上の『お客様ページ』にてご確認いただける請求書及び内訳書は、郵送されるものと同一なものとなります。</p> <p>また、検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいておりますが、その旨ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードのみとなります旨ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>電子請求書は未対応のため、紙請求書を速やかに発行をお願いします。</p> <p>また、到着日が使用月の翌日中旬以降になる場合には、事前にE-mail等でお知らせください。(落札後に協議に応じます)</p>
7	<p>第1条(目的)</p> <p>別紙仕様書に基づき・・の記載がございますが、仕様書は契約書と同一のとじ込みになりますでしょうか。</p>	<p>お見込みの通り。</p>
8	<p>第7条(使用電力量の検針・算定) 及び第8条(計量値の記録および計量)</p> <p>計量日は原則として毎月1日午前0時とし、と追記いただけますでしょうか。</p> <p>なお、実際の業務では検針日・計量日については乙が定めるのではなく、中国電力ネットワーク株式会社様が定めており、1日の午前0時に自動計量され毎月第4営業日を日途に請求書発行しております。なお、請求書にはご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面： 計量⇒検査⇒請求  実情： 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p> <p>と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。</p>	<p>落札後、妥当であると判断できる事情がある場合には、協議に応じます。</p>
9	<p>第14条(代金の支払いを遅延した場合の遅延利息)</p> <p>「年10パーセントの割合」ではなく、『政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条2項参照の上』と条文を変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>落札後、妥当であると判断できる事情がある場合には、協議に応じます</p>

10	<p>第17条(権利義務の譲渡等の制限)下記文言の追記をお願いできますでしょうか。</p> <p>ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない</p>	<p>落札後、妥当であると判断できる事情がある場合には、協議に応じます。</p>
11	<p>第24条(違約金) 甲の責に帰すべき事由による解約に対する違約金について記載がございませんので、条項の追加をお願いできますでしょうか。</p>	<p>落札後、妥当であると判断できる事情がある場合には、協議に応じます</p>
12	<p>第25条(疑義の解決)および第26条(履行の決定) 『乙の電力需給約款を参照に』と修正、第26条においては追記いただけますでしょうか。</p>	<p>第25条の修正については、落札後、協議に応じます。 第26条の修正については不可です。</p>
13	<p>契約期間中に、旧一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて協議に応じていただくことは可能ですでしょうか</p>	<p>単価の変更が妥当であると判断できる事情がある場合には、協議に応じます。</p>
14	<p>燃料費等調整額について。 契約に至った場合は、旧一般電気事業者(中国電力株式会社)が2023年4月に改定した燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきたいのですがご承諾いただけますでしょうか。 (契約期間中に改定があったとしても追従しない) ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、(○. ○円)を固定するお願いではありません</p>	<p>燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める算式によって算定された額を超えない範囲でお願いします。</p>

<p>15</p>	<p>契約書案について 第19条～24条(損害、契約解除、賠償、 違約金等)に関連した質問です。 万が一、甲の責めに帰すべき理由により 乙が損害を受ける場合は、その損失額 の補填や賠償について協議を行えるも のとするというような記述が必要と考えま す。 上記内容について、どこかの条項で記 載がありましたらご教示いただけますで しょうか。 例えば、甲の責めに帰すべき理由により 納入期間を短縮する場合などが考えら れます。入札金額より大幅の減額となる ケースがあると民間企業(株式会社)の 場合、株主の信用問題にも影響するた めです。</p>	<p>落札後、妥当であると判断できる事情が ある場合には、協議に応じます</p>
<p>16</p>	<p>入札説明書の9(1)や10(6)に記載のあ る「地方独立行政法人山口県立病院機 構会計規程」を拝見したいのですが、 ネット等で公表されておりますでしょ うか？ 山口県立病院様のHPを拝見しても見 つけられなかったため、可能であればご 教示くださいませ。</p>	<p>公表はしておりません。</p>